

福島県復興シンボルキャラクター「キビタン」デザイン等の使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この使用取扱規程は、福島県復興シンボルキャラクター「キビタン」(以下「キビタン」という。)のデザイン等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(キビタンに関する権利)

第2条 キビタンに関する著作権等の一切の権利は、福島県(以下「県」という。)に帰属する。

(意義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) デザイン等

キビタンのイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるもの

(2) デザイン使用マニュアル

デザイン等の利用方法について県が定めたもの

(3) 物品等

デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ又はこれらに準ずるもの

(使用承認申請)

第4条 デザイン等を使用する場合は、福島県総務部広報課長(以下「広報課長」という。)に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合であつて、事前に協議をしている場合を除く。

(1) 国または地方公共団体が使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

2 前項の承認を受けようとする者は、「福島県復興シンボルキャラクター「キビタン」使用承認申請書」(別紙様式1)に次の書類を添えて、広報課長に提出しなければならない。

(1) デザイン等の利用状況がわかる完成見本等

(2) その他広報課長が必要と認める書類

3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「福島県復興シンボルキャラクター「キビタン」使用承認変更申請書」(別紙様式2)により変更承認申請を行わなければならない。

4 広報課長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

(使用承認の基準等)

第5条 広報課長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条の承認(以下「使用承認」という。)をすることができる。

(1) キビタンのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(2) キビタンの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(3) キビタンの変形など、デザイン使用マニュアルに従って利用されないおそれがあると認められる場合

(4) 立体物で、その表現がキビタンの立体物と認められない場合

(5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

(6) 県のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合

(7) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(8) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合

(10) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合

(11) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等)が、暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合

(12) その他、承認することが不相当と認められる場合

（使用期間）

第6条 デザイン等の使用期間は、使用承認の日から1年以内であって広報課長が必要と認める日までとする。

2 前項の使用期間の満了後において、引き続きデザイン等を利用しようとするときは、「福島県復興シンボルキャラクター「キビタン」使用承認変更申請書」（別紙様式2）により変更承認申請を行わなければならない。

（使用方法）

第7条 使用できるデザイン等は「キビタン公式デザイン集」に掲載されているもののみとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用承認申請の前に広報課長に協議して了承を得なければならない。

- (1) キビタンのデザインの一部のみを使用する場合
- (2) キビタンのデザインを変形、加工する場合
- (3) キビタンのデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

（使用料）

第8条 デザイン等の使用料は、当分の間、無償とする。

（承認通知）

第9条 デザイン等の使用を承認するものについては、「福島県復興シンボルキャラクター「キビタン」デザイン使用承認書」（別紙様式3）を交付する。

2 広報課長は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

（不承認通知）

第10条 キビタンの使用を承認しない場合は、申請者に対し書面によりその旨を通知する。

（使用上の遵守事項）

第11条 第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者という。」）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、デザイン等に「福島県復興シンボルキャラクター キビタン」または「キビタン©福島県」の表記を付すこと。
- (2) 承認された内容・用途のみに使用すること。
- (3) デザイン使用マニュアルに定められた色、形等に従ってデザイン等を正しく利用すること。
- (4) 当該使用に係る物品等の完成品を完成後30日以内に広報課長へ提出すること。ただし、現物の提出が困難な場合は、写真等を提出すること。
- (5) 第5条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が当該使用取扱規程の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (9) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等

が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに広報課長に事故等の状況を報告し、県の指示に従うこと。

(使用状況及び使用実績の確認)

第12条 広報課長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、デザイン等の使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

(地位の承継)

第13条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用承認の取消し等)

第14条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し、使用条件の変更、使用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 使用者が当該使用取扱規程又は使用承認の条件に違反したとき。
- (2) 第4条第2項に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 使用者が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他デザイン等の使用を継続することが不相当であると認めたとき。

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者は、使用承認を取り消された日からデザイン等を使用することができないものとする。

3 広報課長は、第1項各号のいずれかに該当し、使用承認を取消したことにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占・県の非推奨等)

第15条 本使用取扱規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損害賠償等の責任)

第16条 デザイン等の使用に関して生じた損失について、県は損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、デザイン等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、広報課長が別に定める。

附 則

『福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」使用取扱規程』は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。